

令和5年2月15日 部長会議

開催日時 令和5年2月15日(水) 午前9時00分から午前9時50分まで

開催場所 庁議室

出席者 市長、山本副市長、辻川副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(経営・DX戦略担当)、危機管理監、総務部長兼法令遵守監、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事(健幸都市づくり・地域共生社会推進担当)、子ども未来部長、都市計画部長、技監、建設部長、建設部理事(プール整備・草津川跡地整備担当)、建設部理事(住宅担当)、上下水道部長、教育部長、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長

欠席者 まちづくり協働部理事

議事概要 下記のとおり

1. 市長訓示

- ・来週2月24日に2月定例市議会が開会される。明日に記者会見を行うが、令和5年度当初予算案を審議していただく予算議会であり、他にも多くの条例案等の議案を提出している。議案資料の内容の確認や想定できる質問など、事前の準備を十分行い、本会議、各委員会での適切な対応をお願いする。
- ・新型コロナウイルス感染症については、国が感染症法上の位置づけを5月8日から季節性インフルエンザと同様の5類に引き下げることを決定された。先週2月10日には、マスク着用についての新たな指針が発表され、3月13日から屋内外を問わずマスクの着用を個人の判断に委ねることとし、学校ではマスクの着用を求めないことを基本とする一方で、医療機関・高齢者施設、通勤ラッシュ時等混雑した場所ではマスクの着用が効果的とされている。具体的な対応については、今後、独自ガイドラインを滋賀県が発表していくとのことであり、情報収集に努めながら、市でも窓口等における対応方法を決定していくこととする。
- ・年度末まで、ひと月半となった。今年度計画した業務の完成に向けた取組と、併せて、新年度が円滑にスタートできるよう課題整理や準備を進めていただくようお願いする。

2. 審議

(1)令和4年度草津市地域防災計画の修正案について(パブリックコメントの結果)

【危機管理監から資料に基づき説明】

- ・草津市地域防災計画の修正案について、パブリックコメントを実施したため、結果について、審議をお願いするもの。
- ・令和5年1月6日から2月6日までの期間で実施したパブリックコメントの結果は、意見数は1人から1件で、反映数は0件。計画案を配架した場所での閲覧数は0件、市ホームページへのアクセスは111件であった。
- ・提出された意見は、新型コロナウイルス感染症は、近いうち、5類に変更される可能性が高いことから、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた防災対策」という項目は必要性がなくなると思うがどうか、ということと、感染症対策全般とまとめる方がよいのではないかというものであった。
- ・「新型コロナウイルス感染症を踏まえた防災対策」の赤字箇所が今回修正した箇所であるが、概要としては、避難者の感染症対策に取り組むことと、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報提供の2点を記載しているが、当該修正は、滋賀県の地域防災計画の変更と同じ表現としている。

- ・意見に対する市の考え方としては、国は5月8日から5類へ位置付けを変更するが、その前に改めて厚生科学審議会感染症部会の意見を聴いた上で実施するとのことで、今後、変更がされた場合、国の防災計画および滋賀県地域防災計画との整合性を図りながら、当市計画案へ反映するものとし、また感染症対策全般としてまとめることも、整合性を図りながら、計画修正において検討していくとした。
- ・今後のスケジュールとしては、本日の部長会議で認めていただければ、パブリックコメントの結果を正副議長へ説明・ポスティングを行い、記者提供、3月17日から市のホームページや資料配架、広報くさつ4月1日号によって周知を行う。

【主な質疑・意見】

- ・なし

【結論】

- ・審議了とする。

3. 重 要 報 告

(1)アーバンデザインセンターびわこ・くさつの開室時間の変更について

【総合政策部長から資料に基づき説明】

- ・開室時間については、利用者の利用状況を踏まえて、まちづくり活動等の打ち合せ等に利用が多い午前中に開室時間を多くすることとし、曜日による変動型から全日を固定化し運営を行うこととする。
- ・現在、火・木・土については、10時00分から18時45分までの運用、水・金については、11時30分から20時15分までの運用としているが、4月からは、火・水・木・金・土の開室時間を統一する。
- ・なお、アーバンデザインセンターは火曜日から土曜日までが開館日、日曜日・月曜日が閉館日となっている。

(2)原子力災害発生時における滋賀県広域避難計画改訂の住民周知方針について

【資料：報2-1～3】

【危機管理監から資料に基づき説明】

- ・原子力災害発生時における滋賀県広域避難計画の改訂がなされる。
- ・福井県内の原発UPZ圏内に、高島市、長浜市が該当しており、大規模原発事故が発生した場合、その避難先市として、県独自の放射性物質拡散予測シミュレーションから、高速道路での移動がしやすいこと等を踏まえ、平成25年度に、本市を含む4市が避難先に指定されている。
- ・これまで、草津市内の具体的な避難先施設は公表されていなかったが、今年度に、滋賀県が計画を改定し公表を予定している。
- ・本市は、避難先の選択肢の一つという位置付けであり、実際に避難を受け入れる際に再度協議となる。
- ・滋賀県広域避難計画の改訂については、市ホームページを用いて周知する。
- ・【報2-1】受入市指定の経緯は、平成25年3月に、滋賀県防災会議で地域防災計画を改訂され、その際に本市が県内避難先として指定された。
- ・令和2年3月、滋賀県がマッチング案として、長浜市の避難先が草津市、甲賀市、東近江市、高島市の避難先が天津市となった。
- ・令和3年3月、避難先4市の避難先施設について、マニュアル作成してほしいということで、関係市と調整しながら、マニュアルは作成した。

- ・これまで、滋賀県広域避難計画では、本市の具体的な避難先施設は公表されていなかったが、今年度、滋賀県広域避難計画を改訂する際に、公表したいと滋賀県は考えている。
- ・避難元市である長浜市と高島市は、施設名まで公表を想定されているが、避難先市である本市を含む4市は、滋賀県広域避難計画改訂（避難先市施設明記予定）についてホームページにリンクを貼り、住民周知を行う。
- ・【報2-2】発災時の流れを具体的に示したものであり、大規模な原発事故が発生した場合、まずは長浜市内で屋内退避。その後は、一時移転等対象者を絞り、集合場所に集まる。それから避難中継所まではバスで移動する。避難中継所でバスを乗り換えて、汚染除去されたバスで本市へ来られるという形になる。
- ・本市の避難先施設としては、本市も大規模災害に被災していることであれば、断ることもある。その際は、大阪府など、他府県へ避難してもらうことになる。
- ・今回、滋賀県が避難先を公表することから、【報2-3】のとおり、議会へポスティングを行う予定である。
- ・他市町は、それぞれ避難先の市が明記されるが、本市の場合は、避難状況に応じて、受入避難所を決定していく。

(3) 期日前投票立会人の公募制の導入および選挙啓発事業の拡充について

【資料：報3-1】

【総務部長から資料に基づき説明】

- ・昨今、投票率の低下が選挙については課題となっている。こうした中、選挙への関心や選挙を身近なものに感じていただくための仕掛けづくりとして、来年度は9月に市議選、2月には市長選を予定しているため、4月9日執行の県議選から新たな取り組みをはじめようと考えている。
- ・【報3-1】まず1点目は、現在、5か所ある期日前投票所の投票立会人を、これまではシルバー人材にお願いしていたが、18歳以上の市民を対象に一般公募していこうというもので、広報くさつ3月1日号やホームページで募集を始めようとしている。
- ・2点目は、新たな選挙の啓発として、入場券にQRコードを設けて選挙公報等を見られるようにするほか、まめバス車内でのポスター掲示やスピーカー付き公用車を運転される際に音声を流すなど、新たな取り組みを始めていく。
- ・また、県内初の取組として、【その他】に記載のとおり、不在者投票等の交付請求が電子申請システムを用いたオンライン請求ができるよう、これも4月9日の県議選から実施するもの。
- ・今後のスケジュールとしては、2月22日に正副議長に説明の後、各議員にポスティングを考えている。

(4) 令和5年2月定例市議会 提出予定議案について

【資料：当日配布】

【総務部長から資料に基づき説明】

- ・議案一覧表について、2月24日の開会日に提案するのは、一般会計1件と特別会計7件を合わせて予算8件、条例が10件、一般提案が4件の合計22件となっている。
- ・現在とりまとめ中ではあるが、補正予算についても、開会日に追加提案を予定している。
- ・最終日には人事案件を予定している。
- ・概要は P4以降になるが、予算は後ほど説明するので、まずは議第9号から18号までの条例案件から説明する。
- ・議第9号は、個人情報保護に関する法律が改正されたことで、現行の草津市個人情報保護条例を廃止

し、新たに新法の施行に必要な事項を定める条例を制定するもの。

- ・議第10号は、議第9号と同じく個人情報保護に関する法律が改正されたことに伴い、関係する現行の草津市情報公開条例等他3条例を改正するもの。
- ・議第11号は、ロクハ公園プール検討委員会を新たに附属機関設置条例に位置付けるもの。
- ・ここまでは施行日令和5年4月1日である。
- ・議第12号は、以前、部長会議でも説明したが、草津市指定管理者選定評価委員会のさらなる専門性を深化するための制度見直しであり、現行の8人以内の1委員会制から、3委員会制へ改正しようとするもの。これについては、9月の選定委員会から新しい委員で始めたいことから、令和5年8月1日を施行日としているところである。
- ・議第13号は、建築基準法の一部改正等に伴い、手数料の追加等を行うもの。
- ・議第14号は、こども政策に関する司令塔機能を政府が一本化することを目的として、関係法律が公布されたので、本市においても関連する条例について、文言の変更、条ずれによる引用条項の改正を行うもの。
- ・議第15号は、図書館(本館)の「会議室1」を「(仮称)学習スペース」とすることから、「会議室1」について使用料を定める別表から削除するもので、これは昨年7月に行われた、高校生と議員の意見交換会の意見を受けて、図書館40周年記念事業、「読書のまち」を推進するため行うもの。
- ・議第16号は、家庭的保育事業について、0歳児受け入れ基準は本市独自の基準を設けていたが、国の基準に合わせる、市独自の制度改正である。このほか、国の法律、省令の改正に伴い、計3条例を改正する。
- ・議第17号は、健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の支給額を、令和5年4月1日以降、42万円から50万円へ改正するもの。
- ・議第18号は、道路法施行令の改正に準じて、本市の道路占用料を改正するもの。
なお、国および県に合わせて令和5年4月1日施行を予定しているが、バス会社やタクシー会社等に影響してくることから、ホームページへの掲載を事前に実施するために、事業の早期対応調書を作成している。また、議会へも別途説明を予定している。
- ・議第19号から議第22号までが一般議案である。
- ・議第19号は、草津市笠縫東まちづくりセンターの建設用地を取得するために、地域から負担付寄附を受けるというもの。条件は、当該地に草津市笠縫東まちづくりセンターを建設できなかった時は、寄附者は寄附に係る契約を解除することができるというもので地方自治法第96条の規定に基づき、負担付き寄附を受けることについての、議決を求めるもの。
- ・議第20号は、草津市立草津駅西口第2、3、5自転車駐車場の指定管理者の指定について、議決を求めるもの。
- ・議第21号、議第22号は、市道路線の認定および変更に対して議決を求めるもの。
- ・次に、令和5年度当初予算について、【令和5年度当初予算概要】P1は「会計別予算規模」、P2は「一般会計款別総括表」、P3は「一般会計性質別一覧表」、P4は「予算編成方針(抜粋)」、P5は「総合計画におけるリーディング・プロジェクト」、次の見開きページに主な事業(52事業)を掲載している。
- ・【令和5年度当初予算の特徴】P1、令和5年度予算は548億2千万円で、予算規模としては平成29年以来の過去2番目の額となった。全会計でみても、一般会計同様、平成29年以来、過去2番目の額となった。
- ・予算規模が大きくなった主な要因として、国スポ関連の新プール整備事業と道路整備で約30億円となっており、国スポ関連を中心とした、将来へ向けた投資による増加である。また、扶助費をはじめとする民

- 生費が今年度予算と比べて約10億円、物価高騰や光熱水費を含めた物件費も約4億円増えている。
- ・P4、令和5年の市税収入は約249億8,700万円ということで、今年度当初予算と比較して約10億円の増加見込みである。主な増減要因は、資料記載のとおり。
 - ・P5、地方交付税は約17億7,100万円ということで、今年度と比較して減収となっているが、今年度の交付状況と、市税の増収により、抑えた見込みをしているところである。
 - ・P7、繰入金は約19億7,700万円ということで、今年度と比較して約7億円の増加となっているが、この要因はまちづくり基盤整備基金を約10億円としたことであり、そのうち約7億3千万円がプール整備事業のために充当するもの。財政調整基金、減債基金については、財源不足に対応するため、5億5千万円繰入する予定である。
 - ・基金残高については、令和5年度見込みが約136億8,300万円となっているが、令和4年度見込みが11月補正予算までの状況であるため、現在とりまとめている2月補正予算で、税収の増や不執行等で積み上げができているため、暫定的な数値である。
 - ・P8、市債は約33億7,500万円ということで、9億8千万円ほど減となっている。これは過去10年で、一番低い発行額である。減少となった主な要因は、臨時財政対策債を減らしたことによるものである。
 - ・市債残高については、約433億8,300万円ということで、建設事業債については微増ではあるものの、平成29年度からは集中投資期間ということでハード事業が増えた時期であったが、現在は、その水準前に近づいていると分析している。
 - ・P10・11、目的別歳出のポイントを、P12、13は性質別歳出のポイントを記載している。
 - ・P14、社会保障関係予算を記載している。
 - ・P15、プライマリーバランスは約11億円の黒字である。臨時財政対策債の減額が大きな要因である。
 - ・P18、財政規律ガイドラインに定める各種(目標設定)指標の状況としては、基準内に収まっている。
 - ・今後のスケジュールについては、明日、正副議長へ説明し、午後から記者発表を行う。2月17日の議運後に解禁となるので、それまでは取扱注意でお願いします。また、新聞の解禁日が18日の朝刊となっているので、それまでの間、各課に記者からの問い合わせが想定されるため、丁寧な対応をお願いします。各部長におかれては、明日の記者発表の対応、よろしくお願いします。

(5)第二期草津市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて(パブリックコメント結果)

【子ども未来部長から資料に基づき説明】

- ・令和4年12月22日から1月23日までパブリックコメントを実施ところ、意見はなかった。
- ・今後のスケジュールとしては、3月23日に審議会へ報告を行い、3月27日から市ホームページでの公表、広報くさつ4月1日号での掲載を予定している。

(6)草津市空き家サポート事業連携協定の締結について

【都市計画部理事(住宅政策担当)から資料に基づき説明】

- ・今後の更なる空き家の増加や空き家所有者が抱える問題の複雑化が見込まれることから、早期に空き家の発生抑制、適切な管理や活用を図るため、滋賀県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会滋賀県本部と協定を締結し、空き家情報バンクの取組に新たに空き家相談員派遣事業を加え、所有者への相談体制の強化を図ることで、所有者・行政・団体が相互に連携した官民協働のサポート体制を一体的に推進する。
- ・官民協働による空き家サポート事業の推進により、空き家の発生抑制、適切な管理や活用を促進することで、生活環境の保全、地域コミュニティの活性化を図り、地域に貢献することを目的としており、従来か

ら実施している「①草津市空き家情報バンク」に、新たに「②草津市空き家相談員派遣事業」を加えて実施する。

- ・なお、「空き家等対策事業の強化かつ一体的な推進について」、専門家による「空き家相談員派遣事業」を、令和5年度中の住生活基本計画(空き家等対策計画)の策定に先立ち、令和5年度当初から前倒しで実施することで、空き家所有者への相談体制の強化を図り、官民協働のサポート体制である「草津市空き家サポート事業」として、一体的に推進していく。
- ・「今後のスケジュールについて」、本日の部長会議後、3月中旬に議会説明・ポスティング、3月23日に協定調印式、4月1日から事業開始を予定している。

4. そ の 他

【議会事務局長より】

- ・先ほど、令和5年2月定例市議会議案の中で、「草津市個人情報保護法施行条例案」等が挙がっていたが、議会も独自に同様の条例を定めなければならないことから、現在、作業を進めており、閉会日に、議員提案で提出する予定をしている。
- ・本会議におけるマスクの着用について、明日の代表者会議で意見を伺い、今週開催予定の議会運営委員会の中で対応について報告させていただく。

このページのお問い合わせ

概要作成担当	草津市 総合政策部 企画調整課 企画調整係
電話	077-561-2320
ファックス	077-561-2489
メール	kikaku@city.kusatsu.lg.jp